| 番号 | 質問箇所 | 質問 | 回答 |
|----|-------------|--|--|
| 1 | | 7 (6)提出書類 ウ 黒塗りすべき事業者名等表示の例として「管理運営実績施設の名称」「実施イベント 名称」とありますが、特定の事業者名あるいは事業者名を推測できる単語を含まない 一般的な名称であれば使用することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 2 | 募集要項 P9 | 7 (6) 提出書類 エ 「資料のデータ(マスキングなし、マスキングありそれぞれ)をCD-Rにコピー し」とありますが、USBフラッシュメモリでの提出も可能でしょうか。 | USBフラッシュメモリでの提出はできません。 CD-Rにて提出してください。 |
| 3 | 募集要項 P15 | 7 (7) 提案を求める内容 エ管理経費の縮減及び収支計画 修繕費計画額について、税込金額との理解でよろしいでしょうか。 | 修繕費計画額は税込金額となっております。 |
| 4 | | 8 (2) 選定方法 ア 「申請に対する質疑・ヒアリング、申請者による提案内容のプレゼンテーション」と ありますが、質疑・ヒアリングおよびプレゼンテーションの所要時間と参加できる人 数をお示しください。また、同審査の日程が決まっていましたらお示しください。 | 9月から10月にかけて実施調整中です。日時については、申請受付後、別途通知します。なお、所要時間はプレゼンテーション7分、質疑・ヒアリング10分を予定しています。参加人数は4名以内とします。 |
| 5 | 募集要項 別紙 | 修繕必要箇所一覧 ①リスク分担が大阪市となっているものは、すべて貴市で対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、1件あたりの修繕費用が100万円未満のものがあった場合、指定管理者負担となる可能性があるのでしょうか。 | リスク分担が「大阪市」となっている項目については、本市の負担となります。ただし、当該対象物であっても、修繕実施までに施設運営上必要な消耗品は指定管理者において適宜補充、交換等を行ってください。 |
| 6 | 募集要項 | 修繕必要箇所一覧 ②記載の修繕必要箇所のうち、令和7年度中に施工実施予定の修繕対象物があれば、 ご教示いただけますでしょうか。 | 令和7年度中に施工予定の修繕対象物はありません。 |
| 7 | P 5 | 1 (3) 職員配置の基準 イ職員配置 大阪市立北区民センターは、週4日、午前中4時間、3名以上配置すること。 とありますが、午前中4時間とは9:30~13:30もしくは会館準備時間を含めた9:00~13:00という認識でよろしいでしょうか。別の解釈がある場合はご 教示をお願いいたします。 | 午前中4時間とは、供用時間開始となる午前9時30分~午後1時30分を指しています。 |
| 8 | | ①「電球等の交換」とは、照明器具本体の交換・更新は貴市にて対応されたうえで、 | 照明器具本体は含みません。 ただし、省電力化への対応として、指定管理者において照明器具本体を交換すること を妨げるものではございません。 |

| 番号 | 質問箇所 | 質問 | 回答 |
|----|--------------|---|--|
| 9 | 業務仕様書 P 3 | 3 ウ 建物及び付属設備の維持保全業務(イ)維持保全業務 ②仮に照明器具本体の広範な更新も指定管理者負担となる場合、「水銀に関する水俣条約」への国内対応状況や今後の保守資材調達難、および設備更新費用の規模を考慮すると、業務代行料・利用料金双方を含めた管理経費内での運用・更新は著しく困難となります。貴市として施設全体の設備更新や省電力化改修等に対する財政措置・支援施策や、今後の対応方針について何か検討されていましたらご教示いただけますでしょうか。 | 本市では「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」を策定し、公共施設における省エネルギー・省CO2化の推進を基本方針の一つとして、施設照明のLED導入割合を令和12(2030)年度までに100%とする方針を掲げています。 |
| 10 | P 3 | 3 ウ 建物及び付属設備の維持保全業務(イ)維持保全業務 ③LED化等が完了するまでの間に発生しうる蛍光灯購入費用や器具類の修繕費用の増加リスク、さらに材料不足等により修繕が困難となった場合の費用負担等については、リスク分担表の「管理経費の膨張」にあたり、収支計画に多大な影響を及ぼす場合にあっては協議事項になると考えてよろしいでしょうか。 | 物価変動を見込んだ修繕費計画額表のため、指定管理者で負担いただくものと想定しています。 |
| 11 | P 4 | 3 ウ 建物及び付属設備の維持保全業務(ウ)施設、設備・機器等の各種点検 「施設利用にかかる料金の徴収については、過剰な予約を抑制して他の利用希望者の 利用を妨げないようにするという制度趣旨を踏まえつつ、利用者に混乱をきたさない 範囲内で、申込日から徴収日までの期間を設定すること」とありますが、大阪市区役 所附設会館条例第10条の3第2項および同施行規則第3条の内容に基づき対応すればよ い、との理解でよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 12 | 業務仕様書 P 6 | 4. 利用料金等 利用料金の引継ぎに関連して、 ①令和8年4月1日以降に利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用 料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務は、 現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょう か。 | 令和8年3月31日までに還付事由が発生した利用料金は現在の指定管理者の債務となります。 そのため、①②ともに債務自体を次期指定管理者に引き継ぐことはできません。 |
| 13 | 类效从样聿 | | このことを踏まえ、令和8年4月1日以降に当該未還付状態の利用料金を利用者が受け取る方法(還付にかかる事務の方法)について、あらかじめ現在の指定管理者と次期指定管理者が協議の上、決定してください。 |
| 14 | 業務仕様書 P 7 | 6. 自主事業等 「大阪市区役所附設会館で実施されること」とありますが、事業の一部を施設外で実施し、あるいは他施設や地域資源を活用・連携することで事業効果が高まるような場合は、自主事業の一部を会館の外で実施することも可能でしょうか。 | 自主事業の一部を施設外で実施した事例はございません。そのような自主事業を実施 する場合は、事前に本市と協議し、承認を得てください。 |

大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンター指定管理者指定申請に関する質問・回答一覧

| 番号 | 質問箇所 | 質問 | 回答 |
|----|------------|--|---------------------------------------|
| 15 | 募集要項 P8 | 6. 自主事業等 自動販売機について「区役所が目的外使用許可により設置業者を公募し決定しており、当該設置場所については、指定管理者業務において使用ができないため、留意すること」とありますが、自動販売機設置にかかる電気代は、設置業者負担と考えてよろしいでしょうか。その場合の電気代は、設置業者と指定管理者との間で精算することになるのでしょうか。 | 自動販売機設置にかかる電気代は設置業者負担となり、本市に直接支払われます。 |
| 16 | 申請様式 | 様式5-2⑥ 自主事業計画書に「※年度別に作成すること」とありますが、たとえば指定期間を通じて継続実施を予定している事業については「令和8~12年度」のようにまとめて記載する形式にしても問題ございませんでしょうか。 | 年度別に作成してください。 |
| 17 | 申請様式 | 様式6-1 1収入に「その他収入」欄がありますが、たとえばどのような収入について記載することを想定されているのか、ご教示ください。 | 補助金や助成金などを想定しています。 |
| 18 | | 様式6-2① 利用料還付に関しては利用料金収入の区分に記載してよろしいでしょうか。記載にあたっては、利用料金収入から差し引いて記載する、またはマイナス表記して明細がわかるように記載すればよろしいでしょうか。 | 収入区分への記載も可能です。記載については明細がわかるように表記すること。 |
| 19 | その他 | 今回の指定期間内で、貴市が対応する基幹的な施設・機器等の修繕に伴って、臨時休館の予定はございますか。その場合、休館となる期間はどの程度を想定されているのでしょうか。 | 現時点では、臨時休館は想定しておりません。 |